

環境教育等支援団体の指定の申請要領

平成 24 年 10 月
令和元年 7 月改正
令和 2 年 12 月改正
関係各省申合せ

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項に規定する環境教育等支援団体の指定の申請方法について説明するとともに、申請書類の作成例等を示します。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
(環境教育等支援団体)

第 10 条の 2 主務大臣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体であつて、次項に規定する事業（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、環境教育等支援団体（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 一 支援事業を確実にを行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前号に定めるもののほか、支援事業を公正かつ適確に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

法第 10 条の 2 第 1 項に規定する指定の具体的な申請方法は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」第 2 条に規定されています。申請者は、別添の「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、添付書類と共に提出してください。

施行規則	説 明
(支援団体の指定の申請) 第 2 条 法第十条の二第一項の指定の申請をしようとする団体は、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 当該団体の名称及び住所並びに代表者の氏名 二 当該団体が行う支援事業の名称 三 当該団体が行う支援事業の内容	—
四 当該団体が行う支援事業の対象となる者の範囲	■ 対象者の年齢や居住地域などについて記載（特に制限を設けていない場合にはその旨を記載）
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	—
一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	■ NPO法人、株式会社、社団法人等の定款のある場合は、定款及び登記事項証明書 ■ 財団法人の場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
二 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における当該団体が行う支援事業の計画書及び収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書については次に掲げる事項を含む書類（記入例を別紙1に示す。） <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の2第2項各号に規定する事業のうち該当する事業と、各事業ごとの具体的内容 ・年間計画表 ■ 収支予算書については、申請に係る事業の収支予算書とし、次に掲げる事項を含む書類（記入例を別紙2に示す。） <ul style="list-style-type: none"> ・収入の見込み（手数料による収入、助成金等） ・支出の見込み（場所代、人件費、庶務費等）
三 支援事業のうち当該団体の申請に係る事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次に掲げる事項を含む書類（記入例を別紙3に示す。） <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業に従事する者の氏名及び役割 ・知識及び経験に関する説明 ・支援事業が、施行規則第1条第2項第2号の「指導の下に適切に行われるもの」に該当する場合には、その指導方法に関する説明
四 当該団体の財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 確定している最新の財務諸表
五 当該団体が行う支援事業の実施体制に関する公表方法について記載した書類	別紙3に記載
六 その他参考となるべき事項を記載した書類	

● 問合せ先

環境省 大臣官房総合政策課環境教育推進室（電話 03-3581-3351 内線(6271)）
文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（電話 03-5253-4111 内線(2653)）
農林水産省 農村振興局農村計画課農村政策推進室（電話 03-3502-8111 内線(5535)）
経済産業省 産業技術環境局環境政策課（電話 03-3501-9271）
国土交通省 総合政策局環境政策課（電話 03-5253-8111 内線(24-332)）

別添

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
事業名			
住 所			
担当者名			
電 話		F A X	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報は、登録の前後において、支援団体の指定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

施行規則	チェック番号	チェック項目	申請者チェック欄	受付担当チェック欄
2条1項		申請書		
	1	※の欄(整理番号欄)への記入はないか。		
	2	A4用紙を使用しているか。		
	3	その他必要事項が記入されているか。		
2条2項1号	4	株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	5	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	6	その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
2条2項2号	7	事業計画書(別紙1関係)		
	8	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
		年間の事業計画表が記載されているか。		
	9	法第10条の2第2項各号に規定されている事業への該当の有無が記載されているか。		
	10	該当する事業それぞれの具体的内容が記載されているか。		
		収支予算書(別紙2関係)		
	11	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
12	収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。			
13	(収入) > (支出) の場合の余剰金の使途について記載されているか。			
2条2項3号	14	知識及び経験について説明した書面(別紙3関係)		
		支援事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。		
	5号	施行規則第1条第2項第2号に規定する経験が十分でない者が支援事業を行う場合に、「指導の下に適切に行われるもの」について記載されているか。		
	16	支援事業の実施体制に関する公表方法が記載されているか。		
2条2項4号	17	財務諸表(確定している最新の財務諸表)		

指定基準等適合自己チェック

施行規則	指定基準	申請者チェック欄
1条1項 1号	債務超過の状態にないこと。	
2号	支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。	
2項1号	指定の申請をする団体の構成員に、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に3年以上従事した経験を有する者が1人以上含まれていること。	
2号	指定の申請をする団体が行う支援事業を、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行うものであること。	
3号	指定の申請をする団体が行う支援事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。	
3項1号	指定の申請をする団体が行う支援事業において、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	
2号	指定の申請をする団体が行う支援事業の実施体制に関する事項を公表することとしていること。	
3号	法第10条の2第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないものでないこと。	

様式第1 (第2条第1項関係)

<h3 style="margin: 0;">環境教育等支援団体指定申請書</h3>			
	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="padding: 2px;">※整理番号</td><td style="width: 100px; height: 20px;"></td></tr></table>	※整理番号	
※整理番号			
年 月 日			
主務大臣 殿	申請者		
	名称		
	住所		
	代表者の氏名		
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第10条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。			
支援事業の名称			
支援事業の内容			
支援事業の対象となる者の範囲			

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「支援事業の内容」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1 事業計画書の例

○年度事業計画書

法第10条の2第2項第1号に規定する事業

事業内容		該当※
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。		
情報及び資料の内容		
収集及び整理の具体的方法		
情報等の提供先及び提供方法		

法第10条の2第2項第2号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究（これらに関する政策に係るものを含む。）を行い、及びその成果を提供すること。		
調査研究の内容		
調査研究の具体的方法		
成果の提供先及び提供方法		

法第10条の2第2項第3号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。		
作成する手引その他の資料等の内容		
手引その他の資料等の具体的な作成方法		
手引その他の資料等の提供先及び提供方法		

法第10条の2第2項第4号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。		
想定される照会及び相談等の具体的内容		
照会及び相談への具体的な対応方針		
照会及び相談の受付方法		

法第10条の2第2項第5号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。		
あっせん又は紹介が可能な指導者等		
あっせん又は紹介の具体的方法		
あっせん又は紹介に関する依頼等の受付方法		

※ 該当する全ての事業の「該当」欄に○を付け、それぞれ内容を記載すること（該当する全てに記載）。

年 間 計 画

月 日

実 施 事 項

○月

○○○

×月

×××

別紙2 収支予算書の記載例

○年度収支予算書

収 入 (※1)		支 出 (※2)	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
○○○費	○○○円		
合計A		合計B	

A > Bの場合の剰余金の使途について (※3)	
--------------------------	--

備考

- ※1 手数料による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- ※2 場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- ※3 収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「○○購入のために積み立てる」などと記載する。

別紙3 施行規則第2条第2項第3号及び5号の書類の記載例

◎従事者に関する事項

番号	支援事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (※1)		経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
			○年 ○年～○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業の企画・立案 ○○資格の取得		
1	○○ ○○	全体統括	○年 ○年～○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業の企画・立案 ○○資格の取得	◎	
2	×× ××	会計、経理			○	
3	△△ △△	○○手引の作成 企業向け指導者のあっせん			◎	
4	□□ □□	協働取組の調査研究			×	(例えば「番号3の者の指導の下実施する」)
5						

備考

- ※1 支援事業に関係する経験や学歴等を記載する。※2の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- ※2 施行規則第1条第2項第2号の「支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
- ◎ 施行規則第1条第2項第2号に規定する者の場合
 - 施行規則第1条第2項第2号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- ※3 ※2が「×」の場合、施行規則第1条第2項第2号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

◎実施体制の公表方法に関する事項

<実施体制の公表方法>
(例：団体ホームページにおいて氏名及び役割を公表)